焼津市告示第258号

下記の送達すべき書類が、本人の住（居）所不明のため送達不可能につき、介護保険法（平成９年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の２第１項の規定により公示送達します。

なお、書類は当市役所健康福祉部介護保険課に保管してありますので、御連絡があれば直ちに交付します。

令和８年11月25日

焼津市長　　中野　弘道

記

１　送達すべき書類

令和８年度納入通知書（介護保険料額決定通知書）

令和８年度納入通知書（介護保険料額決定通知書）兼特別徴収開始通知書

２　送達を受ける者の氏名

令和８年度納入通知書（介護保険料額決定通知書）

氏名
竹原　清
佐藤　久芳
道工　アウグストサダミ
石原　忠夫
大畑　宏
比嘉　盛増
仲間　アウレア
八木　豊
蒔田　芳博
伏見　光廣
稲元　余志乃

西田　清秋
山浦　誠
薬井　清茂
野中　秀紹
原　亨
森田　幼美
長谷川　博子
DA SILVA JOSE
澤本　三千也
笹川　勝博

令和８年度納入通知書（介護保険料額決定通知書）兼特別徴収開始通知書

氏名
平安名　信雄
田中　康司
村松　章広
増田　正行
池谷　正敏
市川　俊明

注意

介護保険法第143条において準用する地方税法第20条の２第３項の規定により、公示の日から起算して７日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。